

びわこリハビリテーション専門職大学 競争的資金等による役務契約手続・管理規程

2020年5月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、競争的資金等の役務等契約の締結および管理業務を適正かつ円滑に行うために、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程において、役務等契約とは次の各号に定めるものとする。

- (1) データベース、プログラム、ソフトウェア、ウェブサイト及びデジタルコンテンツの開発・作成・更新及び運営業務委託(謝金にあたらぬ業務委託)
- (2) 施設、設備、物品等の借用契約
- (3) 設備、物品等の保守契約
- (4) 設備、物品等の修繕契約
- (5) 各種データベース及び各種専門サイトの利用契約

(契約手続)

第3条 役務等契約を締結する場合、研究者は、契約名、契約内容及び金額など必要事項を確認し、業務内容を記載した書類(業務仕様書等)を添付の上、原議書にて決裁を得るものとする。

2 総務グループは、契約内容(契約期間、契約不履行の場合及び契約期間終了後の取り扱い等)を確認し、契約の締結手続を行うものとする。

3 契約書の締結手続において、契約金額が1,000万未満のときは、相手方の請書をもって契約書に代えることができる。契約金額が100万未満のときは、契約書締結等の手続を必要としないものとするが、役務内容、金額、業務内容を記載した書類(業務仕様書等)を添付の上、原議書にて決裁を得るものとする。

(検収)

第4条 第2条に掲げる役務などの提供を受けたときは、総務グループ及び知識を有する発注者以外の者にて契約事項、業務仕様書、完了報告書、成果物等をもって研究を行うものとする。

2 設備、物品等の保守については、立会い等により確認を行うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2020年5月1日から施行する。